

# 国直轄除染の進捗状況概要 (平成28年3月31日時点)

平成28年4月22日  
環境省

## 主なトピックス

- 1日あたり最大11,700人規模（平成28年2月16日～3月31日）で除染を実施中
- 南相馬市（宅地）、富岡町（宅地）、双葉町の面的除染が終了 [除染を実施できる環境が整ったもの]

### 1. 面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1,3	除染の同意取得 注3	実施率 (%) 注2,3			
			宅地	農地	森林	道路
飯舘村	確保済み	ほぼ終了	100	55	86	48
南相馬市	確保済み（ほぼ確保）	約9割	88【100】	33	58（53）	39
浪江町	約9割（約8割）	ほぼ終了（約9割）	48（44）	37（36）	75（61）	68
富岡町	確保済み	終了（ほぼ終了）	100（93）	98（85）	100	99.7（98）

### 2. 面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注4
田村市	平成25年 6月
楡葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月 注5
双葉町	平成28年 3月 注6

注1) 仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施予定。

注3) 「仮置場等の確保」「除染の同意取得」「実施率」欄の括弧内は前月（2月15日）時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。

注4) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば、除染を実施する予定。

注5) 平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。

注6) 平成28年3月で面的除染が終了した。